

# 有機転換推進事業の条件

## 交付申請者（農業者）

以下の基準をすべて満たす農業者が対象です。

- ・国際水準の有機農業に新たに取り組む農業者（慣行からの転換者又は新規就農者）
- ・営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
- ・販売を目的としていること
- ・本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること
- ・みどりの食料システム法に基づく認定制度（みどり認定）を受けている又は受ける予定があること

※既に有機農業に取り組んでいる農業者であっても、これまでに有機管理を行っていない農地で、新たな品目を生産する場合は支援の対象になります。

※国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）に定められた取組水準のことを指します。（有機JAS規格の認証取得を要件とするものではありません。）

※慣行栽培から無防除などのいわゆる自然栽培へ転換する場合においても、有機JAS規格に定められた取組水準であれば、本事業の対象となります。

## 成果目標

事業実施年の翌々年（令和9年）に、**事業対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場面積が維持または、拡大していること**

**補助率** 10aあたり2万円以内 ※最小申請単位 10a

## 事業対象となる栽培期間

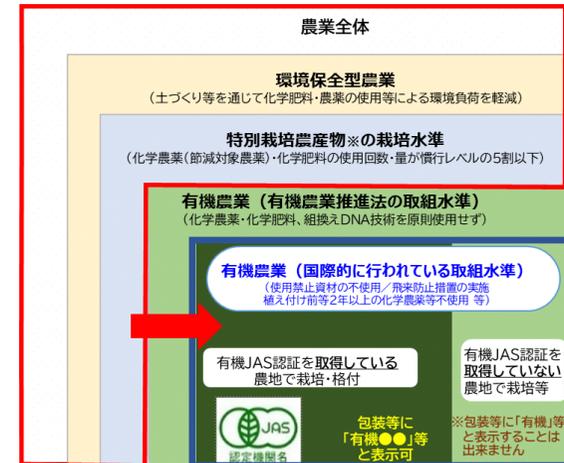
本事業開始後に、播種・定植等を行い、令和8年3月末までに収穫・販売が見込まれるもの。

※改植等を伴わない果樹等多年生作物において有機農業に転換する場合、使用禁止資材（化学合成肥料・農薬等）の使用を中止した時点が事業開始後であれば対象となります。

## 対象農地

- ・交付申請時に既に有機農業の取組が行われている農地は含まない（下記図のとおり）
- ・販売目的の作付けが行われている農地
- ・肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行っている農地

図 転換前（赤枠）と転換後（青枠）の農地の考え方



## 【提出書類】

## 有機転換チェックシート

土づくりを適切に実施しているか

- 実施している
- 実施していない

有害動植物の防除を適切に実施しているか

- 実施している
- 実施していない

有機農産物の日本農林規格に定める使用禁止資材を使用していないか

- 使用していない
- 使用している

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないよう必要な措置を講じているか

- 講じている
- 講じていない

有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか

- 使用している
- 有機栽培由来の種子、苗等の入手が困難又は品種の維持更新に必要なため使用していない

使用する種子、苗等に組換えDNA技術を使用していないか

- 使用していない
- 使用している

収穫した農産物に放射線照射を行っていないか

- 行っていない
- 行っている

取組品目において、これまで有機農業（交付等要綱別記3第1の2（1）に定める農法）を実施していないか

- 実施していない
- 実施している

※ この項目に誤りがあった場合、交付の対象となりませんので承知ください

上記内容に相違ありません。

年 月 日

氏名

\_\_\_\_\_